

滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙に伴うポスター掲示
場設置、管理及び撤去業務仕様書

I 業務委託期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

※令和8年7月5日（日）滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙
区補欠選挙執行予定とする。

II 業務内容

- 1 ポスター掲示場設置場所現地確認業務
- 2 ポスター掲示場設置業務
- 3 期日周知用ポスター貼り付け業務
- 4 ポスター掲示場等の維持管理業務
- 5 ポスター掲示場等の撤去
- 6 記録写真の提出
- 7 その他

III 業務の仕様

1 ポスター掲示場設置場所現地確認業務

大津市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が指示するポスター
掲示場設置予定場所について、滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市
選挙区補欠選挙ポスター掲示場の設置が可能かどうかの現地確認を行い、
委員会が別に指定する期日までに設置の可否について報告すること。

委員会が指示した設置予定場所に設置できない場合には、当該設置予
定場所付近で設置が可能と思われる場所を選定し、委員会に報告するこ
と。なお、設置に必要なスペース等については、別紙設置例を参照のこ
と。

2 ポスター掲示場設置業務

(1) ポスター掲示場の規格及び材質等

- ① 掲示板は、設置期間中の風雨に耐えうる堅固な構造のものとし、
リサイクル可能な環境にやさしい素材（グリーンマーク又はエコマ
ーク認定品）を使用するものとする。
- ② 掲示面は、候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143
条第1項第5号のポスター（長さ42cm×幅40cm）を掲示できる
大きさを確保しなければならない。従って、候補者1人の掲示面の
大きさは、一辺44cm程度の正方形とし、幅2cm程度の線をもっ
てそれぞれの区画を明瞭に区分すること。
- ③ 掲示場の区画数については、滋賀県知事選挙は6区画、滋賀県議

会議員大津市選挙区補欠選挙も6区画とすること。

④ 掲示場の区画に表示する番号は、1から始まる一連番号とし、右上段から右下段の順に順次左へ同様の順によって記載すること。

区画番号は、アラビア数字とし、大きさは初号活字の8倍程度とすること。

⑤ 各掲示場には、別紙のとおり注意事項等を記載すること。

(2) 設置数及び設置場所

① 設置数は574箇所とする。

② 設置場所は、現地確認業務の結果に基づき、委員会が別に指示する場所に設置すること。

(3) 履行期間等

① 設置期間 令和8年6月1日から6月16日まで
(公示日の2日前まで)

② 維持管理期間 設置完了の日から撤去の日まで

③ 撤去期間 投票日翌日から令和8年7月10日まで

(4) 業務工程表

① 契約締結後、速やかに委員会と実施工程等について協議すること。

② ポスター掲示場等の委託業務に係る工程表を、着手前に委員会に提出すること。

③ 日程の変更がある場合は、速やかに委員会と協議すること。

(5) 設置方法等

① 設置場所については、委員会において事前に設置場所の土地又は工作物の居住者、管理者、所有者等に掲示場設置の承諾を得ておくが、設置に当たっては、委員会から委託を受けて設置する旨を十分に説明し、了承を得た後に設置すること。また、支柱と工作物の結束については、緩衝材等により既設の工作物に損害を与えないようにすること。万一、損害を与えた場合は、直ちに委員会に報告すること。なお、修繕等に要する費用は、全て受託者の負担とする。

② 設置の際に委員会が準備する設置謝礼品を配布すること。なお、配布の要否については委員会から指示する。

③ 掲示板の高さについては、幼児等の手の届かない位置に設置するとともに、歩行者等に見やすく、かつ、交通を妨げないように配慮すること。

④ 掲示板、支柱及び杭の取付けは、釘等により固定し、番線又は同等品以上の結束具にて、強固に補強すること。

⑤ 掲示板に取付ける支柱の長さは、設置場所に依じて調整し、美観などに配慮すること。

(6) 設置に係る注意事項

- ① 設置場所は、設置場所一覧に記載した箇所とする。ただし、現場状況により設置場所を変更する場合がある。
- ② 杭等を打ち込む場合は、地下埋設物（ガス管、上下水道管、電気・電話の地中ケーブル線等）を調査して損傷を与えないよう、細心の注意をはらって設置すること。万一、損傷を与えた場合は、直ちに委員会に報告し、原状に復すること。なお、その際の費用は、全て受託者の負担とする。
- ③ 掲示板が、地上工作物（電柱、電話柱、標識等）や樹木により、さえぎられないように設置すること。
- ④ 通行中の人及び車等に支障のないよう、注意して設置すること。万が一、人又は車等に損傷を与えた場合は、直ちに委員会に報告すること。なお、損傷に対する治療又は修繕等に要する費用は、全て受託者の負担とする。
- ⑤ 強風強雨に十分耐え得るものとする。なお、委員会が補強を要すると判断する掲示板については、随時、委員会の指示する補強をすること。
- ⑥ 表示部分の投票区番号及び設置場所番号が、雨等で流れ落ちたり、消えたりしない素材のもので記入すること。
- ⑦ 万一、設置場所において設置することができない事態が生じたときは、直ちに委員会に連絡し、その指示に従うこと。
- ⑧ 設置等に対する苦情等があった場合には、責任をもって対処するとともに、委員会に直ちに報告すること。

3 期日周知用ポスター張り付け業務

(1) 期日周知用ポスター等の貼り付け

滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙の選挙期日周知用及び啓発用のポスターをそれぞれ委員会から受託者に渡すので、委員会が別に指示する期日以降に、全ての掲示場について委員会が指示する掲示板の番号に該当するポスターを貼り付けること。

(2) 維持管理

貼り付けた期日周知用ポスターに破損等が生じた場合には、委員会から連絡するので速やかに新しいポスターに貼りかえること。

(3) その他

委員会から渡した期日周知用ポスターの残数については、掲示場の撤去完了後速やかに委員会に返却すること。

4 ポスター掲示場等の維持管理業務

- (1) ポスター掲示場等に破損等が生じた場合又は掲示場に起因する事故が発生した場合は、委員会の指示により、速やかに現地を確認し、立候

補者のポスターに触れることなく、直ちにポスター掲示場等の補修（掲示板の交換・新規設置を含む。以下同じ）を行うこと。また、完了後は、速やかに委員会に報告すること。

当該補修等に係る経費については、すべて受託者の負担とする。この場合、天災その他避けることができない理由により掲示場に事故が発生した場合においても、その経費は受託者の負担とする。

(2) 保守管理に係る注意事項

- ① 委員会の指示による補修等に迅速に対応できる体制を、常に整えておくこと。特に、受託者の休業日等における体制については留意すること。
- ② 受託者は、休業日等における連絡先（担当者及び電話番号）をあらかじめ委員会に提出すること。

5 ポスター掲示場等の撤去

(1) 滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙投票日翌日から令和8年7月10日までに撤去すること。

(2) 撤去にあたっては、掲示板のほか、設置に使用した全てのものを回収し、設置場所を原状に復すること。杭穴の埋め戻しは、確実に実施し、使用した針金等が残っていないことを確認すること。

(3) 撤去に係る注意事項

- ① 撤去にあたっては、設置場所一覧を使用し、撤収漏れのないようにすること。
- ② 受託者は、通行中の人及び車等に支障のないよう、注意して撤去すること。万一、人又は車等に損傷を与えた場合は、直ちに委員会に報告すること。なお、損傷に対する治療又は修繕等に要する費用は、全て受託者の負担とする。
- ③ 受託者は、撤去後の資材処分にあっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理し、リサイクルをした旨の証明を委員会に提出すること。

6 記録写真の提出

受託者は、投票区、設置場所順に編集した以下の写真（写真帳及び電子データ）を委員会に提出すること。電子データはSDカード等の電磁的記憶媒体に保存して提出すること。

①設置後

- ・着手前及び設置後の全景（場所の特定が可能な程度、引いた写真）
提出期限 令和8年6月16日午後5時まで

②撤去後

- ・撤去前及び撤去後の全景（①と同アングルのもの）

提出期限 令和8年7月15日午後5時まで

※ 写真は、ホワイトボード等に設置場所番号及び写真の種別（着手前、設置後、撤去前、撤収後）を記入し、写し込むものとする。

7 その他

- (1) ポスター掲示場等が、破損等した場合の復旧にかかる費用は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者が、委託業務の実施にあたって、第三者に損害を与えたときは、委員会の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負うとともに、自ら紛争の処置をすること。
- (3) 受託者は、損害賠償のために必要な損害賠償責任保険に加入し、委員会に保険証券の写しを提出すること。
- (4) 関係法令等を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務完了後、速やかに完了報告書を委員会に報告すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、委員会と受託者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、委員会の定めるところによるものとする。
- (7) 令和8年7月5日（日）を選挙期日としたスケジュールとなっているため、選挙期日が決定した段階で、スケジュールを変更することがあるので、委員会と確認を行うこと。